

浜松市中央卸売市場高所作業台賃貸借物件仕様書

1. 機種	<p>手押し式電動高所作業台（自走式車両は不可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新車又は点検整備を実施した中古機種も可。 ・下記の参考機種と同等又は同等以上であること。 <p style="margin-left: 40px;">snorkel UL30E-DC</p> <p style="margin-left: 40px;">Genie AWP-30S-DC</p>
2. 台数	1 台
3. 最大床高	8. 0 m以上10. 0 m未満
4. 最大積載荷重	130kg以上
5. 動力	バッテリー充電式
6. 賃貸借料を含む費用項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機種の搬入出・設置等にかかる諸費用 ・ 機器の製造者及び社団法人仮設工業会が定める使用基準に準じて実施される点検整備費用（消耗品含む） ・ バッテリー液補充及びバッテリー交換費用 ・ 修理費用（機器の正常使用中に発見された故障の整備、消耗部品交換、キャストの修理） ・ 機種の動産総合保険料
7. 車両の保管	浜松市中央区新貝町239番地の1 中央卸売市場地内（屋内又は屋根下）
8. 賃貸借期間	<p>令和8年11月1日～令和13年10月31日（60ヶ月）</p> <p>ただし、賃貸借料に該当する各会計年度の歳出予算額に減額又は削除があった場合は、契約の解除を行うことができる。</p>
9. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸借料は、搬入出・点検等に要する諸費用を含め、毎月（60ヶ月）定額とすること。 ・ 賃貸機種は、貸主の所有機種であること。 ・ 故障及び減失の対応については、賃貸借契約書第14条ほか各条項に基づき、迅速に対応すること。 ・ 機器の製造者及び社団法人仮設工業会が定める使用基準に準じて点検整備を実施すること。 ・ 機器の設置手順及び日常点検方法について、賃貸人から要請があった場合は、説明を行うこと（年1回程度）。 ・ 充電は賃借人が行う。